「スポーツ実施率向上のための中長期的な施策」の具体的実施に向けた工程表(案)

中長期的施策の記載事項	2019年度	2020年度	2021年度
 地域におけるスポーツの環境づくり 総合型地域スポーツクラブの質的充実 			
ア. 総合型クラブが地方自治体等とパートナーシップを構築し、 公益的な事業体としての役割を果たしていくため、活動実態や運 営実態、ガバナンス等についての要件を基準とする登録・認証制 度を整備する。	登録・認証制度の整備(JSPO) 全国説明会の開催(スポーツ庁、JSPO)	都道府県版の制度の整備(都道府県体育 協会)	登録・認証制度の運用開始
イ. 都道府県レベルで総合型クラブの自立的な運営の促進に向けた支援を担う中間支援組織の整備を進めるとともに、中間支援組織による登録・認証制度の運用を通じて、都道府県における総合型クラブの質的充実を図る。その際、地方自治体においてスポーツ部局以外の関連する部局との連携も含めた協力体制の構築を図る。	登録総合型クラブへの支援措置の検討		登録総合型クラブへの支援の実施 未登録総合型クラブへの助言・指導
ウ. 登録・認証制度を的確に運用し、登録・認証を受けた総合型 クラブの活用、地域課題解決に向けた取組への支援とともに、広 報活動の推進を図る。	地域課題解決のモデル事業(医療連携、 部活動など)の実施	モデル事業の事例の周知	
1. 地域におけるスポーツの環境づくり (2)スポーツ推進委員の活用の推進			
ア. 全国スポーツ推進委員連合と連携し、スポーツ推進委員の 資質向上を目的とした、リーダー養成講習会等の研修の内容の 充実を検討する。その検討においては、公益財団法人日本ス ポーツ協会(略称:JSPO)、公益財団法人日本障がい者スポーツ 協会(略称:JPSA)などのスポーツ団体等と積極的に連携を図 る。	全国スポーツ推進委員連合と連携した 研修制度の充実に向けた検討	見直したリーダー育成講習会等による資質向上	- 策の実施
イ. 全国スポーツ推進委員連合と連携し、人材不足の解消のため、スポーツ推進委員の知名度を向上させる方策を講ずるとともに、地方自治体から関係機関に対して優れた人材発掘のための	スポーツ推進委員の積極的な活用に関する事例	¶の収集・公表など、知名度向上のための取組の§ ■	実施
働きかけを図る。	全国スポーツ推進委員連合、地方自治体とともに	地方自治体と連携したデンス 地方自治体と連携したデンス 地方自治体担当職員向	
ウ. 地方自治体においては、「地方スポーツ推進計画」等にスポーツ推進委員の役割を位置づけるとともに、スポーツ部局以外の健康部局、障害福祉部局等との連携を進めるとともに、各地域におけるスポーツ推進委員協議会とも協働し、スポーツ推進委員の活用の促進を図る。	効果的な連携による好事例の収集	効果的な連携の優良事例を地方自治体に展開	
	「まち・ひと・しごと」関係省庁連携会議の中でも	議論 骨太の方針2019「スポーツ実施率の「	向上等によるスポーツを通じた健康増進」

中長期的施策の記載事項	2019年度	2020年度	2021年度
1. 地域におけるスポーツの環境づくり (3)スポーツをしやすいまちづくり(スポーツをする場の確 保)			
ア. 学校体育施設の有効活用に関する検討を行い、手引きを策定する。	学校体育施設を地域のスポーツの場と して有効活用する取組について、地方 公共団体向けの手引きを策定	手引きの普及とモデルとなる先進事例の形成・	横展開を図る
	5·ひと·しごと創生基本方針2019		
イ. 公共の場をスポーツ実施の場にすることについて、関係機関との協議を進め、その活用を図る。	公園等のオープンスペースの活用に係る セミナーの開催	引き続き、公共の場の活用促進に係る取組を実	施
ウ. スポーツイベントや指導者も含む形でのマッチングシステムの構築を図る。また、JSPOが運用する公認スポーツ指導者マッチングシステムの一層の活用を図る。	スポーツポータルサイト構築事業の実施	順次、ポータルサイトの機能の充実	
	公認スポーツ指導者マッチングシステムの活用	(JSPO)	
エ. 各地域において持続的に安全で利用しやすいスポーツ環境を確保する取組を促進するため、施設整備への支援にあたって地方自治体の計画策定や施設情報のオープン化等を要件とすること、地域ごとのスポーツのしやすさを総合的に評価し公表する仕組みの構築等を検討する。	計画策定、施設情報のオープン化への支援(ガ	イドラインの周知等)	計画策定、施設情報のオープン化の要件化の検討
	地域毎のスポーツのしやすさを総合的に評価す	る指標の検討	指標に基づく評価結果の公表、優良自治 体の公表等を実施

中長期的施策の記載事項	2019年度	2020年度	2021年度
2. スポーツに関わる関係団体との連携 (1)医療機関等との連携の促進			
ア. 地方自治体内のスポーツ施設等のスポーツ関係者と連携し、医療機関等の関係者に対しスポーツ教室等に係る情報提供の一層の促進・見える化を図る。情報提供に当たっては、健康スポーツ医やスポーツドクター等を中心として、公益社団法人日本医師会、JSPO、JPSA等と連携し、各地域のネットワークを活用する。	日本医師会、厚労省、スポーツ庁による運動療法推進等の検討	厚労省とスポーツ庁の連携会議も活用し、運動療 (スポーツ庁は総合型クラブ・民間スポーツクラ	
イ. 医療機関等を受診した者等が、医学的評価に基づき医師が 作成する運動処方の情報を踏まえ、健康運動指導士等の助言も 参考にしつつ、地域の運動・スポーツ教室、スポーツクラブ等に おいて適切なプログラムに基づき、安全かつ効果的に楽しく運 動・スポーツを実践できる仕組みや危機管理体制を構築する。	地方自治体によるモデル事業を実施「運動スポーツ習慣化促進事業(医療連携モデル)」(令和元年度6自治体で実施)	医療連携モデル事業の実施、好事例の展開	
		地域のスポーツ関連情報を医療関係者へ提供する総合型クラブを活用した医療連携の拠点づくりを検	· - · - · - · - · - · · - · · · ·
	戦略フォローアップにて、「スポーツ 療機関の連携」について記載 健康スプ	ポーツ医の活用方策を実施 	
2. スポーツに関わる関係団体との連携 (2)スポーツ実施率向上に向けた推進体制の構築			
ア. 「スポーツ実施率向上のための行動計画」における取組の連携感、統一感を図るため、キャッチフレーズである「スポーツ・イン・ライフ」のロゴを活用し、スポーツ団体、地方自治体、企業、保険者等の各主体が自らの取組にロゴを使用することを促す。	「Sport in Life推進プロジェクト」開始 令和元年7月1日		
イ. ラグビーワールドカップ2019及び2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会、2021年のワールドマスターズゲームズ関西の開催に向けた機運の高まりを活用して、スポーツ庁が主導する官民連携による事業推進体制を構築し、オリンピアン・パラリンピアンの活用も含め、一体となった取組を図る。	「Sport in Life推進プロジェクト」概算要求	スポーツ実施率向上のための総合的、一体的な「	Sport in Life推進プロジェクト」を実施
	Sport in Lifeロゴマークを活用し	たレガシー創出の取組 	
		参画企業、団体によるコンソーシアムの形成、共同	司事業の実施

中長期的施策の記載事項	2019年度	2020年度	2021年度
2. スポーツに関わる関係団体との連携 (3)企業における従業員のスポーツ実施の促進			
ア. 厚生労働大臣により公表されている「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」(THP(トータルヘルスプロモーションプラン)指針)がスポーツ庁とも連携の上、改正されることから、厚生労働省と連携しつつ、従業員が運動・スポーツを実施しやすい環境整備(休憩時間を活用した職場でのスポーツ活動、定期的なスポーツ大会等のイベントの実施、運動指導に係る人材の活用等)を事業者に促す。 イ. アの企業における取組を促進するため、関係省庁、事業者、保険者等の団体とも連携し、インセンティブの在り方について検討する。	「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」(THP(トータルヘルスプロモーションプラン)指針)の改定 関係省庁と連携し、インセンティブの検討	改定後のTHP指針に基づき、企業におけるスポ 検討の結果を踏まえ、関係省庁と連携したイン・	
3. 障害者スポーツの推進 骨太の方針2019「総	合的な障害者スポーツの振興」		
ア. 特別支援学校の学校開放の推進等を含め、障害児が卒業後も学校の体育施設を利用できるよう、施設整備の在り方の普及啓発を図る。	学校開放時の施設上の留意点を示した特別支援学校施設整備指針を踏まえ、各種会議において、自治体担当者、障害者スポーツ団体等に対し、施設開放事例・方策を共有 Specialプロジェクト2020において、特別支援学校スポーツの拠点づくりに係るモデル事業を実施	設整値 その中 (継続的に実施) 交等の施設を活用した地域における障害者	新学習指導要領を踏まえた特別支援学校施 指針の在り方の検討が行われる場合には、 で促進策を検討 モデル事業の結果を踏まえ、特別支援学 校等を活用した地域における障害者ス ポーツの拠点づくりの定着化を推進

中長期的施策の記載事項	2019年度	2020年度	2021年度
イ. 小・中・高等学校等に在籍する障害児のスポーツ実施環境を把握した上で、実施促進に向けた課題を分析する。また、保健体育科の教員養成課程を有する大学において障害者スポーツに係る指導者育成のカリキュラムの導入を推進するほか、学校の教師を対象とした障害者スポーツの指導に関するノウハウの共有の促進、障害者支援に携わるスタッフの障害者スポーツへの理解の促進や、外部指導者の活用について研究を進める。 さらに、学校における障害者スポーツ用具の整備の在り方を検討する。	障害者スポーツ推進プロジェクトの調査研究等による、小中高校の児童生徒のスポーツ実施環境の実態の把握学校教員を対象としたアダプテッド体育・スポーツに関する研修の講師育成カリキュラムの検討・作成小中・特別支援学校の教材整備指針の改定(ユニバーサルスポーツ用具を追加)(令和元年8月)	(前年度の調査結果を踏まえ、対応策の検討) (必要に応じ、先行対策事例の収集など更なる記 学校教員を対象としたアダプテッド体育・スポーツに関する研修の講師育成の実施 教員免許更新講習でのアダプテッド体育・スポーツに関する講座設置促進についてモデル事業を実施 保健体育科の教員養成課程を存指導者養成カリキュラム導入の代	育成状況、設置状況を踏まえ、必要に応じて継続的に実施 可する大学において障害者スポーツに係る動きかけ
ウ. スポーツ車いす、スポーツ義足等の地域の障害者スポーツ 用具の保有資源を有効活用し、個人利用を容易にする事業モデ ルの構築に向けて、用具の保有者及び用具の調整を行う者等の 関係者を含めて検討を行い、事業モデルの確立を図る。 また、そのような障害者スポーツ用具の貸出を含め障害者スポーツの普及に取り組んでいる施設の見える化を行うこと等により、障害者スポーツ普及拠点の形成を図る。	障害者スポーツ用具活用促進事業において、用具を調整する人材の養成の在り方、ニーズと用具等のマッチングの仕組 みを開発		

中長期的施策の記載事項	2019年度	2020年度	2021年度
エ. 地域で障害者スポーツを推進するための医療・福祉・教育・スポーツ分野をコーディネートする人材を育成し、障害者スポーツに関する情報共有と振興体制の強化を図る。	障害者スポーツ推進プロジェ クトの中で概算要求	障害者スポーツ推進プロジェクトにより、 地域で医療・福祉・教育・スポーツをコー ディネートする人材を配置するモデル事業 の実施	モデル事業の実施状況を踏まえつつ、 地域におけるコーディネータの配置を 推進 (状況に応じ、モデル事業を継続)
オ. 重度障害者や外出が困難な者でも無理なく実施可能な室内で気軽にできる運動・レクリエーションプログラムの開発や、医療機関・リハビリ機関との連携等により、重度障害者・中途障害者のスポーツ実施環境の改善を図る。	障害者スポーツ推進プロジェクトにより、 障害者福祉施設等でのスポーツ実施機 会の提供の取組を実施 自治体の 福祉担当 部局への 協力要請	障害者スポーツ推進プロジェクトにより、入所施ツ実施機会提供の取組手法の開発を継続的に (その他、2(1)「医療機関等との連携の促進」の	美施
カ. スポーツイベントにおいて、障害者が観戦しやすい会場づくりや運営方法(チケット販売、駐車場確保、情報保証等を含む)について、好事例を収集し、周知を図ることにより、障害者がスポーツをみる機会の増加を図る。	障害者スポーツ推進プロジェクトの調 査研究により、障害者が観戦しやすい スポーツイベント等の好事例を収集	収集した好事例について、施設管理者及びイベン	ント運営者等に対して周知

中長期的施策の記載事項	2019年度	2020年度	2021年度
4. エビデンスに基づく健康スポーツ政策の取組の促進 (1)地方自治体における現状の「見える化」			
ア. 国が調査票のひな形(調査項目等)を作成し、地方自治体が実施する別の調査とともにスポーツ実施率の調査を実施するなど、簡易な方法での調査を可能とする。加えて、これらの調査結果を蓄積し、スポーツ庁が活用・分析できる仕組みを検討する。	委託事業において、 ・スポーツの実施(歩くこと)による健康への効果検証 ・各自治体でスポーツ実施率等を調査するための調査票のひな形等を策定	2019年度事業において策定されたひな形を用い	ての調査を実施
4. エビデンスに基づく健康スポーツ政策の取組の促進 (2)スポーツに関する研究の充実・調査研究成果の利用促進			
ア. スポーツ庁、国立スポーツ科学センター(JISS)における調査研究をはじめ、関係省庁、大学等とも連携した調査研究の実施、成果の活用を図る。			
	スポーツ庁の調査研究で得られた成果等につい	ヽて、ホームページ等で公表するなど積極的に周知 □	
イ. 政策効果のエビデンス等の調査研究課題のニーズと、調査 研究主体や調査フィールドをマッチングすることができるよう、そ の枠組みについて検討を進める。			
	国立スポーツ科学センター(JISS)の調査研究、『	享生労働省所管の調査研究の情報を収集し、新た 	な枠組みを検討
ウ. スポーツ庁が実施した調査等のローデータについて、個人情報等の取扱いに配慮しつつ、公開できるものについては積極的な公開を図る。			
	日本学術会議における検討(令和2年9月まで)	答申を踏まえた取組の植	検討・実施
	「スポーツの実施状況等に関する世論調査」等については、ローデータを公開		